

（最小回転半径）

第6条 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて12メートル以下でなければならない。

2 牽引自動車及び被牽引自動車にあつては、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、前項の基準に適合しなければならない。